

大阪市西成区社会福祉協議会 共同募金配分金事業
令和6年度区社協助成金事業 募集要項

1 目的

西成区において、誰もが安心して安全に暮らすための福祉のまちづくりを目指す活動をおこなう団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進・発展、啓発が期待される事業を実施できるよう、助成金を交付します。

また、この事業は共同募金助成金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とします。

2 実施主体

社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会

3 助成対象団体および事業

西成区内で福祉ボランティア活動を行っているグループ、法人格を有しないが社会福祉活動実績のある団体、社会福祉法人やNPO法人などの法人格を有する社会福祉団体

広く区民に開かれている、次の事業の内、令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)に実施される事業を対象とします。

- (1) 高齢者に関する事業
- (2) 障がい児・者に関する事業
- (3) 児童・青少年に関する事業
- (4) 住民全般に関する事業
- (5) 安心・安全なまちづくり支援事業
- (6) その他、西成区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業

4 助成金額

総額400,000円

5 申込方法

「申請書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、「事業計画書・予算書(様式2)」、団体の概要がわかる資料、事業の内容がわかる資料を添付し、本会まで提出してください。

6 申込期間

令和6年7月10日(水)～8月9日(金) 期間厳守 最終日の受付は午後5時まで

7 選考方法

申請書類に基づき、本会にて審査のうえ、承認(一部減額を含む)または不承認を決定します。結果については文書で通知します。

8 その他

- ・同一年度における、西成区社会福祉協議会が実施する、他の助成事業（善意銀行「特定テーマ」払出、善意銀行払出、地域における居場所づくり支援事業）と重複しての申請はできません。
- ・申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問合せをさせていただきます。
- ・助成後、年度内交付対象の事業がおこわれなかった場合、あるいは年度内に実施が困難となった場合は、速やかに大阪市西成区社会福祉協議会に申し出のうえ、助成金を返還してください。
- ・団体名義以外のクレジットカード及びポイントカードの使用については助成対象外とします。
- ・今回の募集で助成総額予算を超えない場合、以後の申請は随時審査を行い、年度予算を超えた時点で終了とします。

・事業実施の流れ

時期	申請団体	西成区社会福祉協議会
		募集要項、申請書類の公開
7月10日(水) ～8月9日(金)	助成申請書(様式1)、事業計画書・ 予算書(様式2)を記入し提出	募集受付
9月上旬		助成金運営委員会にて審査
9月中旬		助成決定通知(様式3)
9月下旬	助成請求書(様式4)を記入し提出	
10月中旬		助成金を指定口座へ振込
～令和7年3月 31日(月)	事業実施	
	事業完了後30日以内に、事業報告 書(様式5)、事業実施報告書・清算 書(様式6)を記入し提出	報告受付

※助成決定後の手続きについては、改めて、助成決定通知時にご案内いたします。

9 提出・問合せ先

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会（地域支援担当 橋口）
〒557-0041 大阪府大阪市西成区岸里1-5-20 西成区合同庁舎 8階
TEL 06-6656-0080
mail com@nishinari-shakyo.jp

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市西成区社会福祉協議会
会長 越村 市二 様

団体名：

所在地：

代表者：

印

令和6年度 区社協助成金事業 助成申請書

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請事業名

2 申請金額

_____ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書・予算書(様式2)
- (2) 団体の概要がわかる資料(会則や規約等)
- (3) 事業の内容がわかる資料(計画書やチラシ等)

以上

【担当者】

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

m a i l：

事業計画書・予算書

事業名	
実施団体名	(名称)
	(構成団体) ※複数地域・団体・実行委員会の場合のみ記載
実施日又は実施期間	令和6年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
実施場所	
実施内容	(具体的な事業内容)
	(期待される効果等)

事業予算				
収入の部		支出の部		
費目	金額	費目	金額	内容
区社協助成金				
自己負担金				
その他				
収入合計		支出合計		

大阪市西成区社会福祉協議会 区社協助成金事業規程

(名 称)

第1条 この助成金の名称は、「区社協助成金事業」(以下、「助成金事業」という。)とする。

(目 的)

第2条 助成金事業は、団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進・発展、啓発が期待される事業を行えるよう、福祉活動、並びに地域福祉の増進を目指すことを目的とする。

(事務局)

第3条 事務局は、社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)に設置する。

(助成金の原資)

第4条 この助成金事業は、赤い羽根共同募金の配分金をもって充当する。

(事 業)

第6条 この助成金事業は広く区民に開かれている、次の事業を対象とする。

- (1) 高齢者に関する事業
 - (2) 障がい児・者に関する事業
 - (3) 児童・青少年に関する事業
 - (4) 住民全般に関する事業
 - (5) 安心・安全なまちづくり支援事業
 - (6) その他、西成区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業
- 2 事業の申請にあたっては、別途運営委員会が定める様式により申請し、運営委員会にて審査し決定するものとする。

(運営委員会)

第7条 助成金事業の適正な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の運営委員により構成する。

- (1) 本会代表者
- (2) 関係機関、団体代表者
- (3) その他本会長が必要と認める者

(役員)

第8条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副運営委員長 若干名

(役員・運営委員)

第9条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員長は、本会の会長があたる。
- (2) 副運営委員長は、運営委員長が指名し、理事会の承認を得て、本会の会長が委嘱する。
- (3) 運営委員は、本会役員、区内関係機関、団体代表者等から運営委員長が指名し、本会の会長が委嘱する。

(任期)

第10条 委員の任期は、本会役員の任期に準ずる。委員に欠員が生じた時の補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の職務)

第11条 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の任務)

第12条 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 助成金事業で行う事業に関すること。
- (2) その他助成金事業の管理、運営に関すること。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。